参考資料

令和４年度
秋田県水防計画

主な改定点について

令和４年６月３０日

秋田県河川砂防課

■洪水時の避難態勢の強化を図るため、水位周知河川に３河川を追加指定

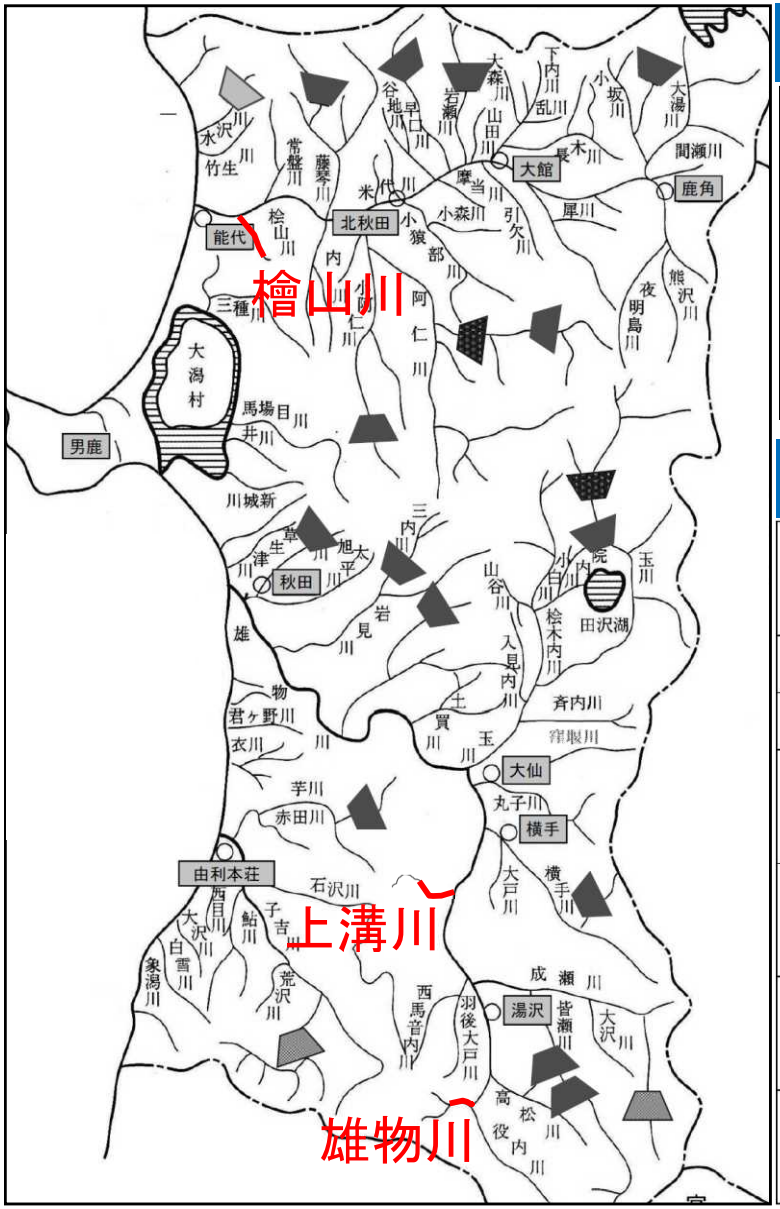

追加指定

水系名	河川名	市町村名	警戒区域　（左岸住所）
米代川	ひやまがわ 檜山川	能代市	能代市新井田地先 米代川合流点 から 能代市母体湯の沢 地先 湯の沢合流点 まで
雄物川	うわみぞがわ 上溝川	横手市	横手市大森町八沢木中房地先 寄木一号橋 から 横手市大森町大中島地先 雄物合流点 まで
雄物川	おものがわ 雄物川	湯沢市	湯沢市小野字芋ヶ沢１番の４２地先 役内川合流点 から 湯沢市上院内長倉地先南沢合流点 まで

基準水位の変更

河　川　名		檜山川		上溝川		雄物川	
水位観測所名		桧山水位観測所		町田水位観測所		下院内水位観測所	
区　　分		変更前(R3)	変更後（R4）	変更前(R3)	変更後（R4）	変更前(R3)	変更後（R4）
レベル４	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	－	２．３０ｍ	－	４．４０ｍ	－	２．６０ｍ
レベル３	避難判断水位 (特別警戒水位)	－	２．００ｍ	－	４．００ｍ	－	２．３０ｍ
レベル２	氾濫注意水位 (警戒水位)	１．５０ｍ	１．８０ｍ	２．５０ｍ	３．１０ｍ	１．７０ｍ	１．７０ｍ
レベル１	水防団待機水位 (通報水位)	１．００ｍ	１．５０ｍ	２．００ｍ	２．００ｍ	１．２０ｍ	１．２０ｍ

◇水位周知河川：国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第１３条）